

【記載例③ 転勤等により特別徴収を継続する場合】

提出経路： 旧勤務先 → 新勤務先 → 島田市役所

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

転勤、再就職等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤務先でA欄までの部分を記入し、新勤務先に回送願います。新勤務先ではB欄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な手続きを済ませたうえで、給与所得者の一月一日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付してください。

						※市処理欄		1. 現年度 2. 新年度 3. 两年度	
(あて先) 島田市長		〒427-0042 島田中央町5-1		特別徴収義務者 指定番号 8300013		宛名番号			
令和5年10月2日提出		フリガナ シマダカブシキガイシャ		担連 当絡 者先		所属 氏名 川根 三郎		電話 (012) 345-6789 内線 ()	
個人番号 又は法人番号		1234567890123		個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載					
A欄	フリガナ 氏名	カナ 金谷 二郎		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	生年月日	昭和 平成 55年 4月 1日			6月 月から	10月 月から	令和 5年	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 育長期欠 5. 長所 6. 死亡 7. その他 (事由・理由)	1. 特別徴収継続 → (B欄記入) 2. 一括徴収 → (C欄記入) 3. 普通徴収 (本人納付) → (D欄記入)
	個人番号	101234567890			9月 月まで	5月 月まで	9月		
	受給者番号 (整理番号)	1					1		
	1月1日 現在の住所	〒427-0042 島田中央町1-2					1		
異動後の住 所	〒 同上		96,000 円	32,000 円	64,000 円	29日			
B欄	1. 特別徴収継続の場合		特別徴収義務者 指定番号	8407213 (新規)		法人番号	2345678901234		新しい勤務先へは、月割額 8,000 円を 10月分(11月10日頃納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
			所在地	〒427-0056 島田市大津通3-1		担当 者連絡先	所属 氏名 島田花子		受給者番号
			フリガナ	シマダオオツショウカイカブシキガイシャ		電話		(012) 456-7890 内線 ()	
			氏名又は名称	島田大津商会株式会社		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要	
C欄	2. 一括徴収の場合		理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 月分(月10日納入期限分)で 納入します。
						月 日	円		
D欄	3. 普通徴収の場合		理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため		※市処理欄			
						住民コード			◎送付先 〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1 島田市役所 課税課 市民税担当 (電話 0547-36-7140)

「指定番号」「宛名番号」の欄には、通知書に記載された番号を必ず記入してください。

◎新勤務先と連絡を取り合った後、新勤務先へ回送し、新勤務先から市へ提出してください。